

富士河口湖町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職員の給与、職員数、勤務条件など、平成20年度の人事行政の運営状況等について公表します。

富士河口湖町人事行政の運営等の状況の概要

1. 任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増員理由

区分 部門	職員数(人)		対前年増減数	主な増減理由
	平成19年度	平成20年度		
一般行政	190	179	△11	組織の見直しによる
教育	37	35	△2	組織の見直しによる
公営企業等	21	22	1	事務強化による
合計	248	236	△12	

(2) 採用及び離職の状況

区分 部門	採用(人)	離職(人)									
		退職					免職		失職	派遣 帰任	合計
		定年	勸奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒			
一般行政	2	7	2	2						1	12
教育	1	3		2						1	6
公営企業等	2			1							1
合計	5	10	2	5						2	19

(注1) 採用は、平成19年4月2日から平成20年4月1日の間に採用した人数です。

(注2) 離職は、平成19年4月1日から平成20年3月31日の間に離職した人数です。

(3) 定員適正化のための数値目標及び進捗状況

富士河口湖町では、行政のスリム化と人件費の削減のために平成17年度から平成22年度までの5年間で262人の11.1%にあたる29人を削減する計画である。

区分	計 画		進 捗 状 況	
	平成17年4月1日	平成22年4月1日	平成19年4月1日	平成20年4月1日
職員数	262人	233人	248人	236人
削減数		29人	14人	26人
削減率		11.1%	5.34%	9.92%

(注) 進捗状況の削減数及び削減率は累計です。

2. 給与の状況

(1) 人件費の状況(平成19年度普通会計決算)

歳出額(A)	人件費(B)	人件费率(B/A)
11,030,337千円	1,813,138千円	16.44%

(2) 職員給与費の状況(平成20年度普通会計当初予算)

職員数(人) A	職員給与費				一人当たり給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
226人	千円 848,227	千円 100,057	千円 347,986	千円 1,296,270	千円 5,662

(注) 職員手当には退職手当は含みません。

(3) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成20年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	340,704円	377,030円	44.8歳
労務職員	239,900円	248,533円	52.2歳

(注) 平均給与月額とは、給料及び職員手当(扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等)の合計です。

(4) 初任給の状況

区 分		富士河口湖町	山梨県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円	172,200円
	高校卒	140,100円	144,500円	140,100円
労務職員	高校卒	137,200円	146,700円	—
	中学卒	129,200円	129,200円	—
看護・保健職	大学卒	198,300円	206,900円	—

(5) 経験年数別・学歴別平均給与月額状況

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	276,400円	313,900円	364,100円
	高校卒	229,500円	288,000円	290,600円
技能労務職	高校卒	220,250円	251,518円	208,900円
	中学卒	246,700円	252,467円	268,800円
看護・保健職	大学卒	281,950円	295,100円	340,700円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・主事補	8人	6.30%
2級	主任	17人	13.30%
3級	係長・主査	35人	27.30%
4級	課長・課長補佐・主幹	21人	16.40%
5級	課長・課長補佐・主幹	35人	27.30%
6級	課長	12人	9.40%

(注1) 富士河口湖町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

(注2) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(7) 昇給への勤務成績の反映状況

現在、人事評価を試行している。今後昇給等に反映させるよう本格導入を図っていく。

(8) 期末手当・勤勉手当の状況

富士河口湖町		山梨県		国	
1人当たり平均支給額(19年度) 1,571千円		1人当たり平均支給額(19年度) 1,839千円		—	
支給割合(19年度)		支給割合(19年度)		支給割合(19年度)	
期末手当 3.0月分	勤勉手当 1.45月分	期末手当 3.0月分	勤勉手当 1.45月分	期末手当 3.0月分	勤勉手当 1.45月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15%・管理職加算10~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15%・管理職加算10~25%	

(9) 退職手当の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	富士河口湖町		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 3~30%		定年前早期退職特例措置 2~20%	
1人当たり平均支給額	16,943千円		—	

(10) 地域手当

該当なし

(11) 特殊勤務手当

該当なし

(12) 時間外勤務手当(平成18, 19年度普通会計決算)

19年度	支給総額	20,892千円
	1人当たり平均支給年額	85千円
18年度	支給総額	22,895千円
	1人当たり平均支給年額	92千円

(13) その他の手当 (平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円	同		23,748 千円	217,872 円
	2 人まで(配偶者扶養)6,000 円				
	1 人(配偶者非扶養)6,500 円				
	1 人(配偶者なし)11,000 円				
	その他 5,000 円				
	特定期間の加算 5,000 円				
住居手当	1.職員の居住する借家・借間 自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員	異	新築又は購入から 5 年経過後でも支給している。支給額が国では 2,000 円であるが、4,000 円支給している。	6,242 千円	60,602 円
	家賃 23,000 円以下家賃-12,000 円				
	家賃 23,000 円を超え 55,000 円未満(家賃-23,000 円)×1/2+11,000 円				
	家賃 55,000 円以上 27,000 円				
2.自宅その所有にかかる住宅に居住している職員で世帯主であるもの 4,000 円					
通勤手当	1.交通機関等の利用者通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 km 以上であること運賃等相当額が 55,000 円以下については運賃等相当額	同		7,841 千円	50,263 円
	2.自動車等の使用者通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 km 以上であること				
	～5 km 2,000 円				
	5 km～10 km 4,100 円				
	10 km～15 km 6,500 円				
	15 km～20 km 8,900 円				
	20 km～25 km 11,300 円				
	25 km～30 km 13,700 円				
	30 km～35 km 16,100 円				
	35 km～40 km 18,500 円				
	40 km～45 km 20,900 円				
	45 km～50 km 21,800 円				
	50 km～55 km 22,700 円				
	55 km～60 km 23,600 円				
	60 km～ 24,500 円				
管理職手当	本庁の課長 10%～12%	異	定率で支給している	13,140 千円	547,500 円
休日勤務手当		同		—	—

寒冷地手当	1.世帯主である職員	同	13,118 千円	53,109 円
	・扶養親族がいる職員 89,000 円			
	・扶養親族がいない職員 51,000 円			
	2.その他の職員36,800円			

(14) 特別職の給与等の状況 (平成20年4月1日現在)

		給与月額・報酬月額	期末手当の支給割合
給料	町長	650,000 円	6 月期 1.625 月分 1 2 月期 1.725 月分 計 3.35 月分
	副町長	532,000 円	6 月期 1.625 月分 1 2 月期 1.725 月分 計 3.35 月分
報酬	議長	227,000 円	6 月期 1.6 月分
	副議長	182,000 円	1 2 月期 1.75 月分
	議長	157,000 円	計 3.35 月分

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
8 時間	8 時 3 0 分	1 7 時 3 0 分	1 2 時～1 3 時

(2) 年次有給休暇の使用状況 (平成19年)

平成19年1月1日～平成19年12月31日までの平均取得日数 7.6 日

(3) 休暇の導入状況 (平成20年4月1日現在)

年次有給休暇	1 暦年ごとに 20 日とし、20 日を超えない範囲内の残日数を繰り越せる。
傷病休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合、必要と認められる期間。
特別休暇 (主なもの)	骨髄提供、ボランティア、結婚、産前・産後、子の看護、配偶者の出産、忌引、夏季、生理休暇など
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷や疾病などにより日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合、連続する 6 ヶ月の期間内で必要と認められる期間

(4) 育児休業及び部分休業の取得者数 (平成19年度)

	育児休業	部分休業
男性職員	—	—
女性職員	7 人	—
計	7 人	—

4 分限及び懲戒処分者の状況

(1) 分限処分者数 (平成19年度)

降任	免職	休職	降給	合計	失職
—	—	1 人	—	1 人	—

(2) 懲戒処分者数 (平成19年度)

戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
—	—	—	—	—	—

5 服務の状況

(1) 服務規律遵守のための取組み (平成20年度)

- ① 職員の年末年始における綱紀の肅正についての訓令を通知した。(12月)
- ② 仕事納めの式に、副町長より年末年始の綱紀の肅正について全職員に訓辞した。(12月)

(2) 兼職・兼業の許可件数 (平成20年度)

許可件数 1 件

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の概要

市町村職員研修所研修

- ① 階層新（新採用者）研修 7 研修
- ② 階層現（現任者）研修 2 研修
- ③ 階層監（監督者）研修 1 研修
- ④ 階層管（管理者）研修 2 研修
- ⑤ 階層共（共通）研修 1 研修
- ⑥ 能力開発基礎研修 6 研修
- ⑦ 能力開発専門研修 1 1 研修

研修職員数 計 8 8 名

7 福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生福利事業の概要（平成 20 年度）

① 職員の健康診断の状況

対象職員数	受診者数	受診率
236 人	98 人	42%

② 町表彰規則に基づく職員永年勤続表彰

規定なし

③ 職員互助会補助金

会員数	補助金額	補助率
304 人	0 円	0%

④ 公務災害補償の状況

区分	一般行政職	看護保健職	技能労務職	計
認定件数	2	0	2	4

公平委員会の業務の状況

公平委員会は、職員の勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分についての不服申し立てに関し必要な措置を講ずるとされています。平成 20 年度の状況は次のとおりです。

- (1) 勤務時間に関する措置の要求の状況について・・・・・・該当なし
- (2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況について・・・・・・該当なし